



# ミャンマー国からの特定技能（介護）受入について

---



# 1. 受託事業者：株式会社シグマスタッフの紹介

## シグマグループのご紹介

シグマグループは人材派遣を中心に、物流、製造なども請け負う、総合人材サービス企業です。シグマスタッフはシグマグループの人材派遣事業の中核を担う企業です。



**創造と挑戦**  
～やさしさと思いやり～

## 経営理念・経営目標



### 経営理念

人に信頼され、また社会に評価される企業倫理を確立し労働市場の変化への対応を通じて社会に貢献する



### 経営目標

人材を人財に変え、人に価値をつけて評価することにより新たな雇用の機会を創出する。



### スローガン

創造と挑戦

創業	1983年2月
従業員数	85名
事業内容	人材派遣事業（労働大臣許可・一般労働者派遣事業許可番号/派13-304719） 人材紹介事業（有料職業紹介事業許可番号/13-ユ-304566） アウトソーシング事業 再就職支援事業 / 教育・研修事業 登録支援機関登録（出入国管理局許可登録番号/20登-003514）
拠点	北海道支店 旭川支店 大宮支店 横浜支店 沖縄支社

**はっぴねす** 事業協同組合

当社が設立支援、事務局運営を担う。  
介護事業者のみの事業協同組合。  
介護職員初任者研修はじめ入門的研修を開催。  
2018年7月25日、介護技能実習監理団体許可1804000092。  
ベトナム・フィリピンより技能実習生の受け入れを行う。

## 2. 外国人介護人材を雇用する際の在留資格について

### 就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能（注1）	特定産業分野（注2）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）平成31年4月1日から

（注2）介護、ビルクリーニング、素材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業（平成30年12月25日閣議決定）

### 身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

EPA・インターンシップ・帰国困難 等

### 就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

### 就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

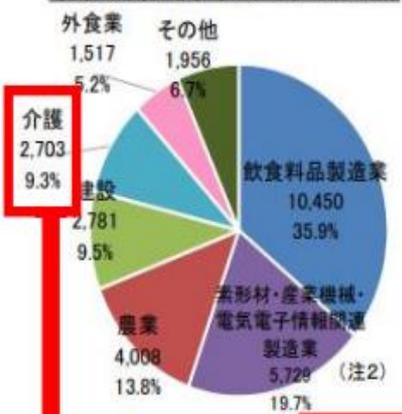
### 3. 特定技能 外国人介護職員の現状

【JICWELS 資料引用】

介護技能評価に合格した人数は**34,371名**  
 介護分野は令和4年6月末現在で3番目に多く全体の**11.9%**を占めている。

技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年3月末	上期:国内 下期:海外	令和4年3月末	上期:国内 下期:海外	令和3年9月末	上期:国内 下期:海外	令和3年3月末	上期:国内 下期:海外
介護(注2)	国内・海外9か国 <small>フィリピン・オーストラリア・インドネシア・ ネパール・モンゴル・ラオス・マレーシア・ スリランカ・タイ</small>	44,532	27,543	29,764	18,159	21,960	13,240	15,469	8,696
			16,989		11,605		8,720		6,773
技能試験	実施国	受験者数(人)		合格者数(人)					
		令和4年6月末	上期:国内 下期:海外	令和4年6月末	上期:国内 下期:海外	令和3年12月末	上期:国内 下期:海外	令和3年6月末	上期:国内 下期:海外
介護(注2)	国内・海外10か国 <small>フィリピン・オーストラリア・インドネシア・ ネパール・モンゴル・ラオス・マレーシア・ スリランカ・インド・タイ・バングラデシュ</small>	51,035	31,668	34,371	21,041	27,101	16,409	19,769	11,572
			19,367		13,330		10,692		8,197

令和3年6月末:29,144人



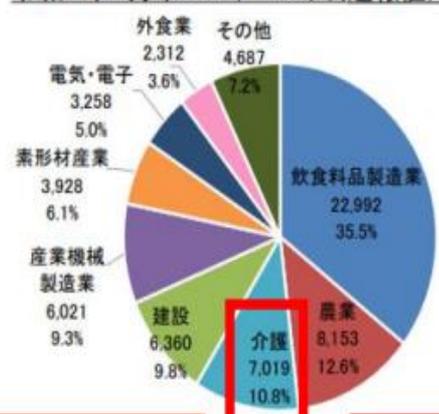
6か月で2,452名増加  
(約2倍弱)

令和3年12月末:49,666人



9か月で4,316名増加  
(約2.6倍)

令和4年3月末:64,730人(速報値)



1年で7,708名増加  
(約4倍弱)

令和4年6月末:87,472人(速報値)(注1)



## 4. 特定技能制度について

日本国内における人材不足は深刻化しており、経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきているため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するために創設されました。

### ① 在留資格「特定技能」

2種類の在留資格があります。

『**特定技能1号**』は、特定産業分野に属する相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

『**特定技能2号**』は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

※「特定技能1号」で在留する外国人に対しては、受入れ機関または登録支援機関による支援の実施が求められています。(P7参照)

### ② 受入れ分野

特定技能1号による外国人の受入れ分野（特定産業分野）は、14分野です。

介護分野・ビルクリーニング分野・素形材産業分野・産業機械製造業分野・電気、電子情報関連産業分野・建設分野（2号あり）・造船、舶用工業分野（2号あり）・自動車整備分野・航空分野・宿泊分野・農業分野・漁業分野・飲食料品製造業分野・外食業分野

### ③ 特定技能外国人に必要な条件について

各特定産業分野の試験と、日本語能力試験に合格する必要があります。

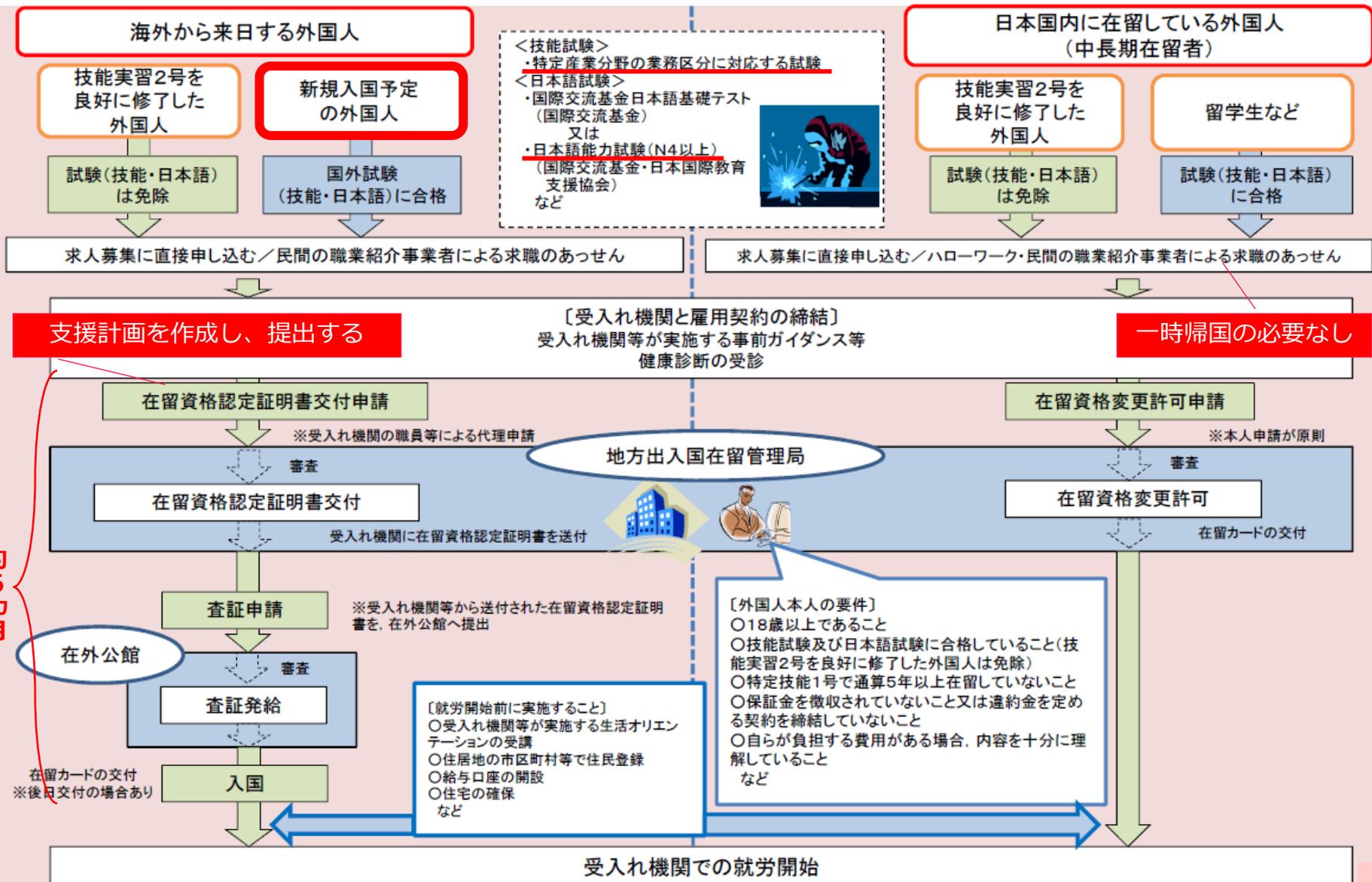
介護技能評価試験・介護日本語能力評価試験「介護」については、現在、国内でほぼ毎日試験が行われています。

[http://ac.prometric-jp.com/common\\_contents/test-dates.html](http://ac.prometric-jp.com/common_contents/test-dates.html)



分野	介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値) 60,000人
2 人材基準	技能試験 介護技能評価試験（仮） 【新設】等
	日本語試験 日本語能力判定テスト（仮）等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験（仮）等

# 5. 特定技能制度の概要



## 6. 支援計画の概要

### ①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



### ②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎  
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



### ③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・宅を提供する等  
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



### ④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



### ⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



### ⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



### ⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



### ⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



### ⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



### ⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



# 7. 受入機関と登録支援機関について

## 受入れ機関について

### 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準

- ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ② 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③ 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④ 外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

### 2 受入れ機関の義務

- ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ② 外国人への支援を適切に実施

→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1③も満たす。

- ③ 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。

## 登録支援機関について

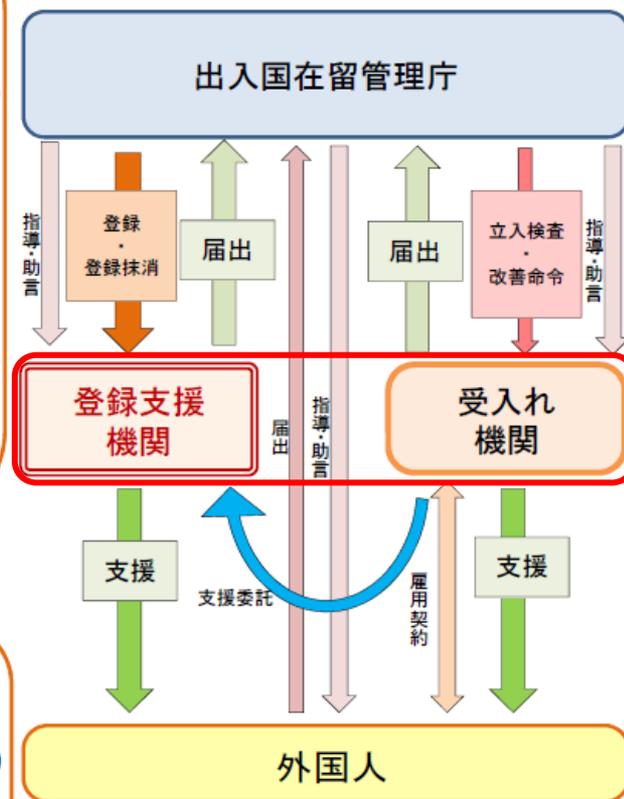
### 1 登録を受けるための基準

- ① 機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ② 外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）

### 2 登録支援機関の義務

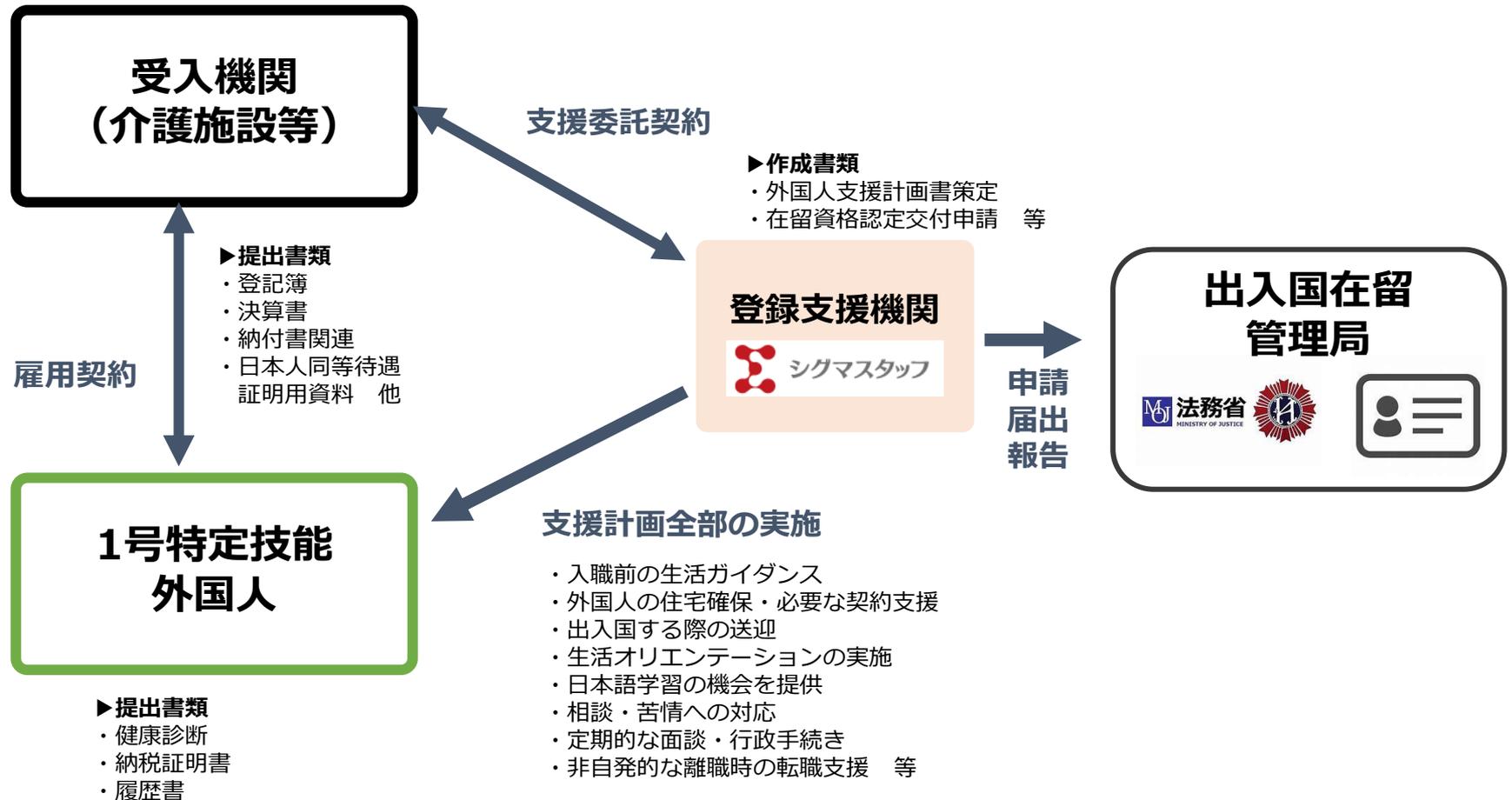
- ① 外国人への支援を適切に実施
- ② 出入国在留管理庁への各種届出

(注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。



## 8. 登録支援機関を利用した受入スキーム

『登録支援機関』とは、特定技能外国人を受け入れる機関（介護施設等）に代わり、申請に必要な書類の作成を支援したり、生活支援（住居の手配）を行ったり、継続的な日本語学習の機会を提供したり、就労後の相談・苦情などの対応を行います。介護施設等は、登録支援機関に業務を委託することで、手続きを簡略化したり、不足している体制を補ったり、受入を円滑に進めることが可能になります。



## 9. 受入れ機関の要件

---

### 1. 適切な運営をしていること

→過去5年以内に労働法違反がないか？

### 2. 日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにすること

→労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法のほか、妊娠・出産等による不利益取扱いを禁止している男女雇用機会均等法や、同一労働同一賃金を定めたパートタイム・有期雇用労働法、ハラスメント防止対策を義務付ける労働施策総合推進法等 など全ての労働に関する法令が対象になります。

### 3. 適切な指定を受けていること

→有料老人ホームやサービス付高齢者住宅など、特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を行う施設として、介護保険サービス提供事業所が対象。

### 4. 介護保険サービスの範囲内の業務に従事すること

→「お泊りデイ」など、自主事業については対象外。

### 5. 訪問業務を行っていないこと

→訪問系サービスにおける業務は対象外。指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護における、それ以外の業務に従事することは可能。

## 10. 技能実習制度との比較

項目	特定技能1号	技能実習
採用	直接雇用が可能	監理団体を通して雇用
受入期間の条件	<u>新設事業所・施設でも可能</u>	開設後3年経過している事業所・施設
人員配置基準	<u>雇用直後から人員基準に含まれる</u>	実習開始後、6カ月後より可能 (条件を満たす場合には、一部実習開始後より可能)
受入人数枠	日本人の <u>常勤介護職員の総数まで可能</u>	日本人の常勤介護職員数に応じて制限あり (常勤介護職員数10名の場合、1名等)
夜勤	受入機関により、いつからでも可能 1人配置も可能	2年目からが望ましい 1人配置は不可
人事異動	同一法人内での異動が可能 (変更申請必要)	基本的に同一事業所において3年間実施
転職(上記と同様)	同一の事業区分(介護職)であれば可能	原則不可
受入コスト	採用時手数料 登録支援機関への月額支援費 等 (国内転換者の場合は、低コスト)	監査費用 入国前、入国後講習費用 監理団体への月額監理費 等

# 1 1. ミャンマー国からの受入について



国名	ミャンマー連邦共和国
政治	大統領制・共和制
人口	5,580万人（2022年10月） 平均寿命67.36歳（2020年）
首都 国土	ネーピードー※最大の都市 ヤンゴン（2006年まで首都） 約68万Km <sup>2</sup> （日本の約1.8倍）
民族	人口68%をビルマ族が占めるが、カレン族他、少数民族がいる多民族国家である。
言語	ミャンマー語、シャン語、カレン語、英語
宗教	仏教（87.9%）、キリスト教（6.2%）、イスラム教（4.3%）、ヒンドゥー教（0.5%）
経済	名目GDP68.6（10億ドル）、一人当たりの名目GDP1,289ドル（2018年）失業率 4.0%
通貨	1チャット = 0.070円（2022年10月） ★平均的な給与は月10,800円
日系企業	企業数：390社 2019年5月、在留邦人：2,608人 2017年10月

- ◆ **平均年齢は29歳**で、若年層が多く、識字率と教育水準が相対的に高く、今後の成長が見込まれる
- ◆ 優秀な若者が多いが、ミャンマー国内で良い条件で就労出来る機会が少ない
- ◆ ミャンマーの最低賃金は日給4800チャット（約320円）の為、日本で就労を希望する若者が多い
- ◆ 国民の90%が日本と同じ敬虔な仏教徒であり、仏教文化が生活に浸透している
- ◆ 国民性は誠実、勤勉、謙虚で控え目であり、犯罪が少ない
- ◆ 日本人と価値観が非常に合う（人との調和を大切にし、自己主張を避ける）
- ◆ 東南アジアの各国でベトナム（約9500万人）に続いて、人口が多い（5447万人）
- ◆ 親日国である（日本からの支援は1兆円以上）
- ◆ 日本語とビルマ語の文法は似ており、日本語の上達が早い





# 送り出し機関：ジョイ・ミャンマー

ジョイ・ミャンマーはミャンマーにおける技能実習生・特定技能14業種・高度人材の育成及び日本への送出しを行う機関です。2016年よりミャンマーは民主化に向けた発展が始まりました。母国発展に向けて、多くのミャンマー国民に日本の進んだ技術の多くを学ぶ機会を提供し、日本とのパートナー国として未来に繋がることに貢献したいと考え、友好関係を築いています。

社名	株式会社ジョイ・ミャンマー (JOY MYANMAR.co.,ltd)
設立	2010年9月 投資企業管理局 2018年11月 労働省登録 (2019年5月 外国人技能実習機構に登録)
代表取締役	Mr. Aung Lwin
本社所在地	ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市 ※日本支部 広島県
人材事業	日本への人材派遣事業 高度人材 (ITエンジニア・CAD設計) 技能実習 (介護、製造、建設、車両整備、ビルクリーニング、溶接、鉄工他) 特定技能 (介護)
教育事業	ジェイ・アイエスエム日本語学校 (J.ISM) ※2017年1月 ヤンゴン市開発委員会登録 ミャンマー人教師5名 (日本在留経験ありN2以上2名含む) 日本人教師6名 生徒数 150名 ※2020年 8月現在 日本語教育、日本での日常生活・文化・マナー研修



## J.I.S.M

### Language Center

は、ヤンゴン国際空港から車で15分と近くショッピングモールや商業エリアも多く若者の多い地域です。日本語授業ではミャンマー人講師のほか、日本人講師も6名所属しており会話クラスを主に担当しています。



## 1 2. 入国までの流れ

求人票提出～入国まで、約6～7カ月間がかかります。社会情勢等により、スケジュールに変動が生じる可能性がありますのでご了承ください。

STEP 1	11月7日（月） ～25日（金）	<b>受入れ希望事業所の受付及び選考</b> 応募多数の場合には、川崎市と協議のうえ、受入れ先事業所を決定いたします。
STEP 2	11月28日（月） ～12月2日（金）	<b>求人票受付、ミャンマー国に提出</b> 求人票を作成していただき、内容を確認のうえ、ミャンマー国に提出します。 求人情報に基づき、対象者の選考と人選を行います。
STEP 3	12月12日（月） ～14日（水）	<b>Web面接会</b> 現地送り出し機関と弊社立ち合いのもと、対象者とオンライン面接会を行います。
STEP 4	12月15日（木）～	<b>支援計画書、申請書類作成</b> 受入対象者決定後、必要書類をご準備いただき、申請書類の作成を進めます。
STEP 5	1月10日（火）頃	<b>事前ガイダンス実施</b> 受入対象者と受入事業所と合同で、オンラインにてガイダンス実施。 雇用条件等の最終説明を行い、作成書類内容についてご確認後、押印をお願いします。
STEP 6	1月13日（金）頃	<b>入管庁へ提出</b> 申請書類一式を弊社で受領し、入管庁へ提出します。
STEP 7	4月中～下旬	<b>入管庁の許可</b> 入管庁の許可後、必要書類をミャンマー国に送り、出国手続き（航空券の手配等）を行います。
STEP 8	5月8日頃	<b>入国</b> 入国後、約2カ月間は、川崎市国際介護人材サポートセンターにて研修等を行いながら、施設での就業を開始します。

# 13. 受入費用について

この分の費用についてご負担いただきます。本事業で賄える費用が多いため、受入事業所様のご負担を軽減することができます。

1)在留資格申請にかかる費用				
摘要	単価	単価	課税	備考
出入国管理局 在留資格申請手続き	100,000	100,000	対象	行政書士等、取次業務(手数料含む)費用
特定技能1号支援計画書作成費用	100,000	0	対象	支援計画作成支援一式(事前ガイダンス、翻訳料等含む)
<b>小計</b>	<b>200,000</b>	<b>100,000</b>	支払日:地方出入国在留申請月×翌月末日	
2)入職時にかかる費用				
摘要	単価	単価	課税	備考
人材紹介手数料	150,000	0	対象	
航空券(片道)	80,000	80,000	対象	※実費概算(航空チケット費用)
入職時送迎費用	10,000	0	対象	※実費概算(空港までの送迎費用)
生活支援ガイダンス、オリエンテーション	100,000	0	対象	生活オリエンテーション(日本のルール・マナー等)、行政手続、携帯電話手続、銀行口座開設支援 等
<b>小計</b>	<b>240,000</b>	<b>80,000</b>	支払日:入職月日×翌月末日	
3)入職後、特定技能(1~5年目)にかかる費用				
摘要	単価	単価	課税	備考
登録支援機関委託管理料 (年間費用)	25,000 300,000	22,000 264,000	対象 対象	定期面談及び巡回(3ヶ月毎)、地方出入国在留官署等への定期報告書作成サポート支援 相談・苦情への対応、職場や生活上の相談、日本人交流促進、
<b>小計</b>	<b>25,000</b>	<b>22,000</b>	支払日:毎月末×翌月末	
4)更新時にかかる費用				
摘要	単価	単価	課税	備考
在留期間更新許可申請(1年毎)	40,000	40,000	対象	※更新時。入管手数料(行政書士委託の場合75,000/一名)※任意
<b>小計</b>	<b>40,000</b>	<b>40,000</b>	支払日:地方出入国在留許可取得月×翌月末日	
5)その他かかる費用(参考)				
摘要	単価	単価	課税	備考
健康診断費用	15,000	0	対象	※実費概算。入国後、入職前の健康診断費用。
入職前研修費用	30,000	0	対象	介護の日本語、就業前研修等(寮費含む)
介護職員初任者研修受講費用	50,000	0	対象	
特定技能総合保険(12か月分)	11,030	11,030	対象外	任意 ケガ、病気、賠償責任等をカバーする保険(参考:公益財団法人国際研修協力機構)
寮・住宅初期費用	実費	実費	対象	敷金・礼金、家具・家電、日常生活品一式、Wi-Fiの準備費用等(場合による)

# 14. 受入れに向けてご準備いただきたいこと

---

## 1. 住まいの確保支援

入国後、川崎市国際介護人材サポートセンターで用意している寮を利用し、研修と施設での就業を開始します。その後、2カ月以内を目途に、施設に通いやすい場所に住居を借りる契約を進めます。（川崎市介護職員家賃支援事業の対象）

※各事業所で寮（社宅等）を利用させていただくことも可能です。

家賃、水道光熱費の負担割合は、各法人様の規定に準じますが、特定技能スタッフは纏まった費用を準備できないことから、敷金礼金を始め、最低限の家電製品や備品の調達に、ご協力をお願いいたします。

## 2. 職員・利用者（家族）への理解促進

外国籍スタッフを受入れる経緯や、制度の目的や仕組みなど、職員一人ひとりに理解を促すことが大切です。また、受入れる国の文化や宗教観など、相手のことを知る機会も設けましょう。

## 3. 支援体制について

日本語スキルアップの機会や、国家資格取得のための研修体制、時間の確保なども、事前に決めておく和良好的です。

また、一時帰国のための長期休暇への対応など、現行の就業規則にない事項に関する取り決めについても、この機会に決めておく和良好的と思います。

## 4. マニュアルの準備

ルビつき、イラストや写真を盛り込んだマニュアルを用意しておく、短期間で理解度・習得度が高まります。

## 5. 分かりやすい日本語「はさみの法則」を心がける

文章は単文で、『はっきり、さいごまで、みじかく』を心がけましょう。